

「春日部産米を活用した食の新たな地域ブランド創出事業」

試作用米粉等提供事業実施・米粉活用協力事業者募集要領

1. 目的等

春日部市では、春日部市農業委員会との共同事業として、南彩農業協同組合、埼玉みずほ農業協同組合、春日部商工会議所、庄和商工会、一般社団法人春日部市観光協会、有限会社川上製麺所、みたけ食品工業株式会社の7事業者（以下「協定締結事業者」という。）と「春日部産米を活用した食の新たな地域ブランド創出に向けた実証実験に関する基本協定」を締結し、実証実験に取り組んできました。

本事業は、麺、パン、菓子等の製造業者及び飲食事業者等が行う米粉を使った食品の試作に対して、春日部産の米粉等（「亜細亜のかおり」又は「笑みたわわ」を製粉した米粉及び「亜細亜のかおり」又は「笑みたわわ」の米粉を加工した米粉麺をいう。）を提供することにより、新商品の開発の応援及び米粉を使った食品の充実を図るとともに、米粉の需要拡大をもって、米の消費及び生産の拡大を目指すことを目的とします。

2. 対象者

（1）対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとします。

① 麺、パン、菓子等の製造業者及び飲食事業者

② 市長が事業の目的等に照らして適当であると認める者

（2）前項第1号に該当する対象者について、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、米粉等提供の対象となりません。

① 食品衛生法第55条第1項若しくは同法第57条第1項に規定する許認可及びその他必要な関係法令上の規定による要件を満たしていない者

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する

暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- ④ 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者
- ⑤ すでに試作用米粉等提供事業を利用し、米粉等の提供を受けたことがある者
- ⑥ 前各号に掲げる者のほか、市長が事業の目的等に照らして適当でないと認める者

3. 対象事業

(1) 米粉等を使った麺、パン、菓子等の食品の試作(※)及び、モニタリング(試験販売も可)とします。

(試作例)

小麦粉の代替として春日部市内で生産された「笑みたわわ」の米粉を使用した商品の開発

4. 提供する米粉等

(1) 提供する米粉は、「亜細亜のかおり(湿式)」又は「笑みたわわ(湿式・乾式)」の米粉とし、1事業者あたり各12kgを上限とします。

(2) 提供する米粉麺は、「亜細亜のかおり」又は「笑みたわわ」の米粉を加工したものとし、1事業者あたり20食(約150g/食)とします。

5. 米粉の特徴

「亜細亜のかおり」は米粉麺への加工適性を持ち、「笑みたわわ」は米粉パン・菓子への加工適性を持っているお米です。

6. 募集期間

令和8年5月15日(金)～提供できる米粉等がなくなり次第終了

7. 申請方法

米粉等の提供を希望する者は、春日部市試作用米粉等提供事業申請書(様式第1号)と添付資料(保健所発行の食品営業許可書又はこれらに類するものの写し)を、直接またはメール、FAXにて春日部市役所 農業振興課へ提出してください。

なお、F A Xの場合は、送信後に提出先あて電話連絡をお願いします。

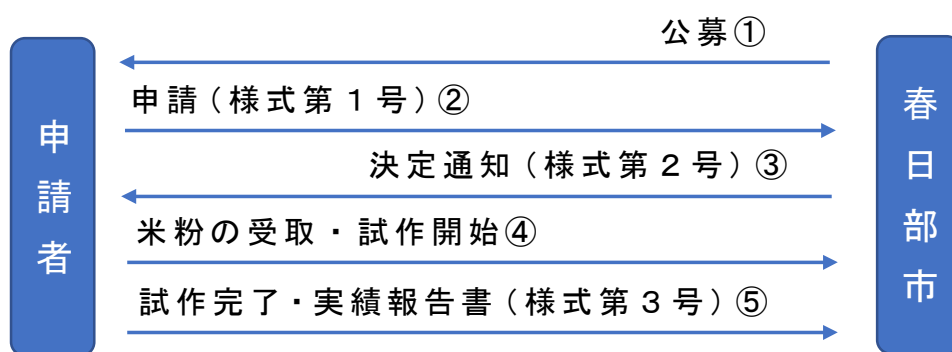
8. 提供の決定及び提供場所

7で提出した申請書の内容を審査後、米粉等の提供の可否を春日部市試作用米粉等提供事業提供・不提供決定通知書（様式第2号）により申請者に通知します。

提供場所…春日部市役所 農業振興課 窓口

※受取期間は市が指定させていただきます。

9. 事業の流れ



10. 実績報告

試作完了後、その日から起算して30日以内、または令和9年2月26日(金)のどちらか早い日までに、実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 試作の様子、完成品等実施内容がわかる資料（例：写真やモニタリング調査結果）
- (2) 万が一完成に至らなかった場合は経過資料（例：写真）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

11. 米粉活用協力事業者

「試作用米粉提供事業」に参加し試作品の開発をした事業者は、(1)から(4)までの事項を全て承諾し、米粉活用事業協力承諾書（様式第4号）を提出することで、米粉活用協力事業者となれます。協力事業者は、春日部産の米粉等の市場販売が開始されるまでの間、又は提供できる米粉等がなくなるまでの間、試作品販売の原材料として、1月あたり米粉12kg又は米粉麺20食を限度に無償提供します。

【承諾事項】

- (1) 春日部産米を活用した食の新たな地域ブランド創出事業に協力すること。
- (2) 春日部産の米粉等を使用した開発商品を店舗等で販売・提供ができること。
- (3) 春日部産の米粉等のPRを店舗等で実施（市から提供するチラシや宣伝資材等の設置など）すること。
- (4) 無償提供期間終了後においても継続的に春日部産の米粉等を使用した商品を提供し、春日部産の米粉等の購入を検討できること。

12. 個人情報の取り扱い

申請に係る個人情報については、適切な管理を行い、この事業に係る以外の目的には使用しませんが、事業者名や開発商品等について市の広報紙やホームページなどで公表する場合があります。

13. 問い合わせ先・提出先

春日部市農業振興課

〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1（第二庁舎 3階）

電話：048-739-7085

FAX：048-737-3683

メール：nosei@city.kasukabe.lg.jp